

広島県告示第二百二二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十六年四月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

安芸阿賀停車場線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
呉市阿賀中央六丁目三八三九番地先から 呉市阿賀中央六丁目二八五八番二地先まで	旧	一〇・五〇 一三・六〇	一一七・〇〇	
呉市阿賀中央六丁目三八六一番二地先から 呉市阿賀中央六丁目二八五八番六地先まで	新	二〇・五〇 三七・〇〇	九七・三〇	路線短縮 一部拡幅 不用物件延長 三〇・九〇メ ートル